

改正派遣法に基づくマージン率等の情報提供

株式会社QUICK E-Solutions

2012年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）等を提供することが義務付けられました。（法第23条5項）

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）

※マージンには、営業利益以外に法定福利費、教育訓練等弊社の運営経費等なども含まれています。

本社

〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町7番1号 KABUTO ONE 12階

2023年対象期間	: 2023年1月1日～2023年12月31日)
派遣労働者の数	: 2名
派遣先数	: 2社
派遣料金の平均額	: 72,648円 / 8時間
派遣労働者の平均賃金	: 33,160円 / 8時間
教育訓練の内容	: 技術研修、階層別研修（若手、中堅、主務、主幹、新任管理職）、 キャリアデザイン研修（30歳、40歳、50歳）、ITSS技能測定
その他福利厚生	: 資格取得奨励規程、住宅家賃等補助支給規程、住宅融資規程、慶弔見舞規程、互助 会制度、特別休暇、表彰制度
マージン率	: 54.0%

以上